

令和4年度 神戸市子育て応援賃貸住宅住み替え補助(団地活用型)

申請案内

神戸市では、若年夫婦世帯や子育て世帯が、エレベーターのない4階建て以上の共同賃貸住宅またはシティハイツに新たに入居する場合の住み替えに係る費用について補助しています。

助成の内容

補助金

基礎額 **30万円** 近居加算 **5万円**

対象要件抜粋

※詳しい説明、確認方法は2ページ以降をご覧ください。

- ★ 令和4年4月1日以降に移転する世帯であること。
- ★ 移転世帯とは小学校入学前の子ども（出産予定の子どもを含む）がいる世帯又は、年齢の合計が80歳以下の夫婦のみの世帯であること。
- ★ 夫婦いずれか一方に前年所得がある、または就労していること。
- ★ 4階建て以上のエレベーターのない共同賃貸住宅またはシティハイツに移転して、子育てしやすい住環境が確保されること。
- ★ 新居が建築基準法に規定する新耐震基準に適合しており、広さが最低居住面積水準以上であること。

手続き

転入届（転居届）を提出・受理し、実際に新居への引越しが終わった後に、必要書類を揃えて、電子フォームにてご申請ください。

申請方法

電子フォーム（e-kobe）によりご申請ください。

神戸市の当該補助事業のホームページから申請ページへアクセス可能です。



受付期間

令和4年6月1日（水曜）～（先着順）

※先着順のため、申請件数が本市の予算額に達した時点で受付を終了します。

対象要件について

★ 1 から 10 を全て満たす方が対象となります。

1. 対象世帯全員が令和4年4月1日以降に住み替えていること
(住み替えの日は住民票の住定日)
2. ★子育て世帯 または ★若年夫婦のみ世帯であること
 - ★子育て世帯…小学校入学前の子ども(令和4年度に未就学であること)とその親を含む世帯であること。
 - ◆ひとり親世帯も含まれます。
 - ◆小学校入学前の子どもには、出産予定の子どもも含まれます。
 - ★若年夫婦世帯…年齢の合計が80歳以下の夫婦のみの世帯であること。
 - ◆子どものいる世帯は★子育て世帯の要件で判定します。
 - ◆「夫婦のみの世帯」は、どちらかの親や兄弟が同居の場合の世帯も含まれます。
3. 夫婦いずれか一方に前年所得がある、または申請日において就労していること
 - ◆①前年所得の確認または②就労証明書が必要です。
具体的に必要な書類については4ページに参照。
4. 新居の4階建て以上のエレベーターがない賃貸住宅またはシティハイツであること
 - ★エレベーターのある別の棟から渡り廊下等により当該棟へ行き来が可能な場合を除きます。
 - ★4階建て以上の建物の1~3階に入居する場合も対象となります。
5. 4の他に下記住宅要件を満たす賃貸住宅に住み替えていること
 - ① 夫婦いずれかの名義で賃貸借契約日が令和4年1月1日以降であること。
 - ② 引越しにより、より子育てしやすい住環境に住み替えすること。
 - ③ 申請者の三親等内の血族及び姻族並びに配偶者の所有する住宅ではないこと。
 - ④ 住宅要件
 - ア 建築基準法に規定する新耐震基準に適合もしくは同等の耐震性能を有していること。
 - ・昭和56年6月1日以降に建築した住宅
 - ・昭和56年5月31日以前に建築された住宅の場合、耐震診断により耐震性を有することが確認された住宅もしくは耐震改修により耐震性が確保された住宅※鉄筋コンクリート造階段室型共同住宅(5階建て以下の団地)の耐震性の取り扱いについては、お電話にて問い合わせください。
 - イ 新居が市営住宅(シティハイツを除く)・県営住宅ではないこと。(シティハイツ、公社賃貸住宅、UR、社宅・官舎・寮は対象となります。)
 - ウ 住戸専用面積が最低居住面積水準以上であること。(※3ページに詳細説明あり。)
6. 生活保護法による住宅扶助・生活困窮者自立支援法による生活困窮者住居確保給付を受給していないこと
7. 世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
8. 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
※例) 保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金(保育士の方への家賃補助制度)やひとり親世帯家賃補助制度など。
9. 今年度に、「親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業」の補助を受けていないこと
10. 過去に同じ助成を受けていないこと

必要書類について

必要書類一覧をご参照ください

最低居住面積水準について

<p>計算式 $10\text{m}^2 \times \text{世帯人数} + 10\text{m}^2$</p> <p>1.世帯人数は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ★0歳から2歳は0.25人とする ★3歳から5歳は0.5人とする ★6歳から9歳は0.75人とする ★2人に満たない場合は2人とする 	<p><計算例></p> <p>① 両親と7歳と3歳の子どもの4人世帯の場合 $10\text{m}^2 \times (2 + 0.75 + 0.5) + 10\text{m}^2 = 42.5\text{m}^2$</p> <p>② 母親と4歳と1歳の3人世帯の場合 $10\text{m}^2 \times (1 + 0.5 + 0.25)$ (合計が1.75のため2)) $+ 10\text{m}^2 = 30\text{m}^2$</p> <p>③ 両親と6歳、4歳、0歳の子どもの5人世帯 $10\text{m}^2 \times (2 + 0.75 + 0.5 + 0.25)$ (合計が3.5→5%控除無し) $+ 10\text{m}^2 = 45\text{m}^2$ (住民票上5人世帯であっても、1.を適用した場合は3.5人で計算するため5%控除はできません。)</p> <p>④ 両親と15歳、12歳、8歳、5歳の子ども $(10\text{m}^2 \times (4 + 0.75 + 0.5) + 10\text{m}^2) \times 95/100 = 59.375\text{m}^2$ (世帯人数が4人を超えるため5%控除)</p>
<p>2.面積は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ★世帯人数が4人を超える場合は計算した面積から5%を控除する。 <p>※ここでの世帯人数は1.適用後の人数です。</p>	

申請から補助金受給までの流れ

申請する
(郵送)

補助金交付申請書に必要書類を添えて電子フォームにて申請してください。



(書類受理・審査)

神戸市で、書類審査を行います。

電子フォーム上での記載内容や必要書類に不備・不足がある場合は、再提出をお願いすることがあります。



決定通知が届く

(不交付になる場合)

要件のいずれかに該当しない場合は、不交付となり、補助金は支給されません。この場合は、補助金不交付決定通知書で通知します。



補助金が
振り込まれる

指定口座に振り込まれます。

※振り込みのお知らせは行っていませんので、指定口座の通帳に記載するなどでご確認ください。